

第1章 計画の枠組み

1 計画策定の目的

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現は、全ての人の願いであり、区としても区民一人一人が充実した生活を実感できるまちを目指してきました。

こうした社会を実現するためには、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが不可欠です。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下『配偶者暴力防止法』という。）」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下『女性活躍推進法』という。）」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下『困難女性支援法』という。）」等に基づく行動計画を包含し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、区政各分野において必要な施策を総合的に推進するものです。

2 計画策定の背景

（1）国際社会の動き

国際社会では、1995年の第4回世界女性会議における「北京宣言・行動綱領」が男女共同参画を推進する基本的な指針として位置付けられ、各国での制度整備や政策展開の出発点となりました。

その後、2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「ジェンダー平等を達成し、全ての女性・女児の能力強化を行う（目標5）」が掲げられています。ジェンダー平等は、教育（目標4）、健康（目標3）、貧困削減（目標1）、経済成長（目標8）、平和と公正（目標16）等、他の全ての目標の達成を支える不可欠な要素とされ、その実現は国際社会全体の共通課題となっています。

また、日本も批准している国連女性差別撤廃条約（CEDAW）に基づき、国は定期的に実施状況を国連に報告しており、条約委員会から、女性の政治参画の拡大、雇用における格差是正、性暴力やハラスメントへの対策強化、教育現場での固定的性別役割意識の是正等、多岐にわたる勧告を受けています。これらの勧告は、国の政策のみならず、地方自治体の計画にも反映され、社会全体で男女平等を推進していくことが求められています。

近年はさらに、社会の方向性がSDGsの目標達成から一歩進み、区民一人一人の“満足感”や“自己実現”を重視する「ウェルビーイング^{*1}」の考え方へと広がりつつあります。ジェンダー平等の実現は、単に国際的な義務にとどまらず、全ての人が

^{*1} ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

自分らしく生き、充実した生活を送ることができる社会の基盤として、世界的にも重要な位置付けを与えられています。

(2) 国の動き

国は、第6次男女共同参画基本計画（令和7年12月閣議決定予定（変更の予定））に向けた検討を進めており、第5次計画で掲げられた「誰一人取り残さない」理念を継承しつつ、ジェンダー平等、女性活躍、ハラスメント対策、困難女性支援の強化等を重点に据えています。（※国の計画改定を踏まえ変更予定）

また、こども基本法（令和5年施行）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下『LGBT理解増進法』という。）（令和5年施行）、配偶者暴力防止法、困難女性支援法、障害者差別解消法改正等、包摂社会の基盤となる法制度が相次いで整備されました。

さらに、女性活躍推進法は令和7年に改正され、施行期間が10年延長されるとともに、企業の行動計画や情報公表の強化が図られています。

① 男女共同参画基本計画

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17年に第2次、平成22年に第3次、平成27年に第4次の男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画社会の促進が図られてきました。

令和2年12月には、「第5次男女共同参画基本計画～全ての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、以下に掲げる4つの社会の実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとされました。同計画では、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められています。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

現在、第6次男女共同参画基本計画に向けた検討が進められており、第5次計画で掲げられた「誰一人取り残さない」理念を継承しつつ、女性の経済的自立、政治・意思決定過程への参画、暴力の根絶、ハラスメント対策、困難女性支援、

そしてウェルビーイングの実現などが重点に据えられています。（※国の計画改定を踏まえ変更予定）

② 働く場における環境整備

【雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）】

- ・ 昭和60年に制定され、その後、数次の改正により均等な機会・待遇の確保やセクシュアル・ハラスメント防止の強化が進められました。平成29年改正では妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止やマタニティ・ハラスメント防止措置が義務化されました。

【育児・介護休業法】

- ・ 平成3年に制定され、改正を重ねてきました。平成29年改正では介護休業制度の改善や取得しやすい環境整備が強化され、令和4年改正では「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設されて分割取得が可能となり、男性の育児参加を後押しする仕組みが整いました。令和7年改正では「次世代育成支援対策推進法」とあわせた見直しにより、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが行われました。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）】

- ・ 平成28年に施行され、行動計画策定や情報公表が義務化されました。令和4年改正では、対象が常時雇用101人以上の企業に拡大され、男女間賃金格差の情報公表も義務化されました。同年には「女性デジタル人材育成プラン」も策定され、成長産業における女性活躍が推進されています。

【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）】

- ・ 令和元年の改正により、パワー・ハラスメント防止対策が法制化されました。

③ 家庭や地域における環境整備

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）】

- ・ 平成13年に制定され、改正を重ねてきました。令和6年改正では、保護命令制度の拡充や被害者支援の強化が行われました。

【児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）】

- ・ 体罰禁止の明確化等、権利擁護を強化する改正が令和元年までに行われました。令和5年には「こども基本法」が施行され、全ての子どもの権利を保障し、社会全体で育ちを支えることが明確に位置付けられました。

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）】

- ・ これまで女性支援については、売春防止法に基づく「保護・更生」の枠組みにありましたが、令和6年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」に基づいて、基本的な方針が定められました。それにより、自治体に対して困難を抱える女性への包括的な支援体制の整備が求められています。

④ その他

- ・ 平成30年に「民法」が改正され、婚姻開始年齢が男女ともに18歳に統一されました（令和4年施行）。
- ・ 平成30年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、国会や地方議会における女性の参画促進が図られています。
- ・ 性犯罪・性暴力対策については、「刑法」が平成29年に改正され、性犯罪規定の見直しが行われました。また、「性犯罪・性暴力対策の強化方針」（令和2年度～4年度集中強化期間）に基づく取組が進められてきました。
- ・ 令和5年に「LGBT理解増進法」が施行され、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する差別禁止の理念が初めて国法で明示されました。また、同性婚の法制化を求める訴訟や自治体によるパートナーシップ制度の広がりなど、多様性を尊重する動きが進展しています。
- ・ 「女性版骨太の方針」に基づき、女性管理職比率の引上げや賃金格差是正、フェムテック活用など女性の経済的自立に向けた政策が強化されています。
- ・ 令和5年には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、社会全体で孤独・孤立に対応する仕組みが整えられました。

（3）東京都の動き

東京都は、第4次男女平等参画推進総合計画（令和4年度～8年度）に基づき、誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり、固定的性別役割分担意識の変革、男女間のあらゆる暴力の根絶を重点課題に掲げ、施策を推進しています。

この計画の3本柱として、「男女平等参画の推進に向けた意識改革（マインドチェンジ）」、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「配偶者暴力対策」が位置付けられており、都内企業や地域社会での女性活躍の拡大やハラスメント防止、育児・介護と仕事の両立支援、性暴力やドメスティック・バイオレンス（DV）被害者への支援等、多岐にわたる取組が進められています。

令和7年度からは、男女平等参画審議会で改定に当たっての基本的考え方の検討が始まり、令和8年度に、答申を踏まえた改定が行われる予定です。次期計画では、都の総合計画である「2050 東京戦略」の実現に向け、2035 年を見据えた重点施策として、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）^{*2}の払拭、経済や意思決定分野における女性参画の強化、ライフステージを通じた能力発揮の環境整備などを重点的に推進していくこととされています。都の女性活躍推進条例の策定に向けた具体的な動きも進んでおり、都内の事業所における、女性の活躍の場を広げるための枠組みが検討されています。

また、新たな人権課題にも対応しており、令和7年4月施行された「東京都カスタマーハラスメント防止条例」をはじめ、女性の健康課題に関する支援拠点（「はたらく女性スクエア」等）の整備、女子中高生向けのSTEM分野キャリア支援※や男性の家事・育児参画促進、配偶者暴力相談支援センターの拡充等、多様な層を対象とした実効的な施策が展開されています。

そのほか、令和6年3月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、令和6年度から10年度までを計画期間とする「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されました。

※「STEM」とは、「Science（科学）」、「Technology（技術）」、「Engineering（工学）」、「Mathematics（数学）」の頭文字を取った略語です

（４）荒川区の取組

平成2年に「男女共同参画をめざす あらかわ 推進計画」を策定し、平成8年には、男女共同参画の取組の推進拠点として荒川区立男女平等推進センター（アクト21）を開設しました。

以降、平成13年には、男女共同参画社会基本法に基づく行動計画として「荒川区男女共同参画社会推進計画」を策定し、その後、平成23年に第3次計画、平成28年に第4次計画を策定する等、計画的に取組を進めてきました。

平成27年11月には、「荒川区配偶者暴力相談支援センター」及び「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」を設置、令和7年度には「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」を設置して、配偶者暴力の被害者の支援を総合的に推進しています。また、平成30年には性的マイノリティの専門相談窓口を設置し、令和4年には荒川区同性パートナーシップ制度を導入する等、性的マイノリティの偏見・差別の解消や相談機能の充実に向けた取組を推進してきました。

令和3年には第5次計画を策定し、男女平等推進センター（アクト21）を拠点に

^{*2} 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：性別や年齢、学歴などに対して、知らず知らずのうちに偏った見方をしてしまうこと。男女共同参画の分野では、働き方や暮らし方の根底に長年にわたって形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念が課題となっている。

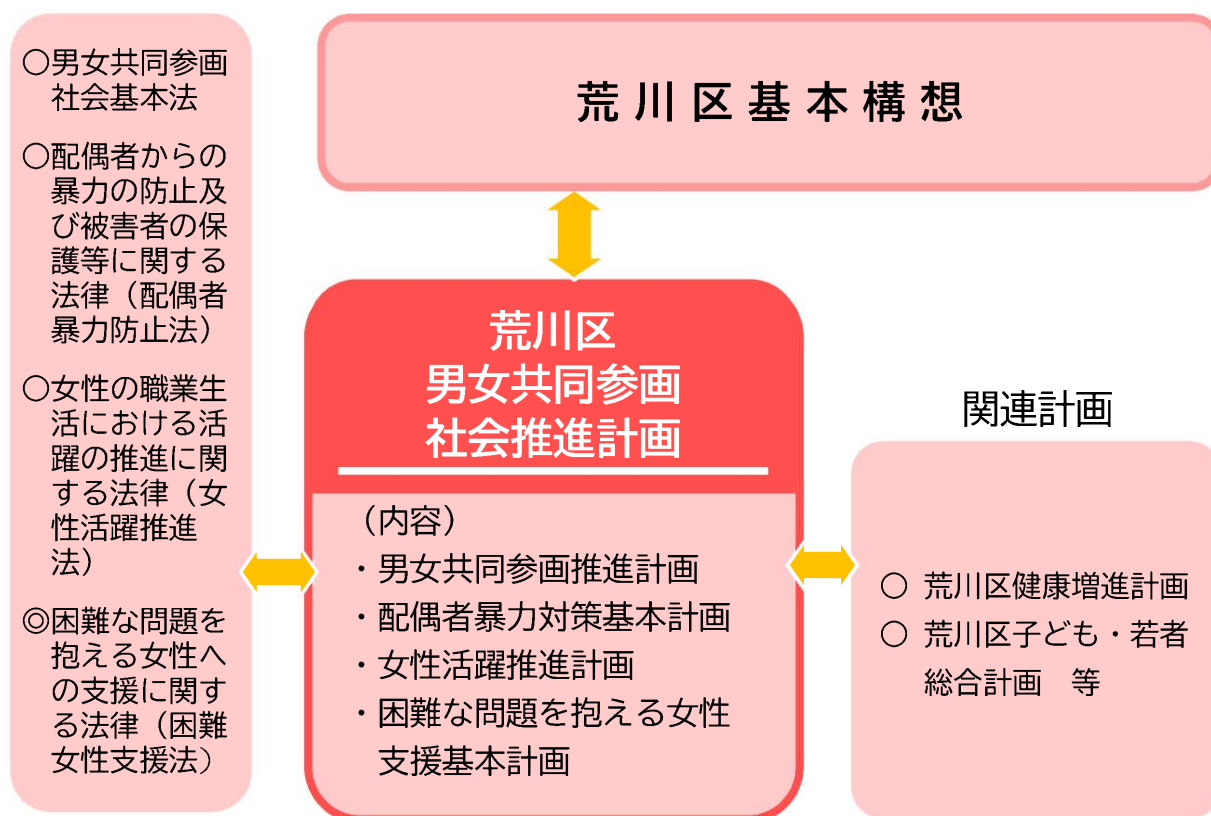
した啓発や相談支援の充実を図り、配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV被害者支援、子ども家庭総合センターによる児童相談機能の強化など、地域に根ざした幅広い施策を展開してきました。

3 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村行動計画であるとともに、各分野の関連計画とも連携し、全ての人が自分らしく生きることができる誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現を目指し、男女共同参画を推進するための実行プランです。

本計画は、以下の法制度に基づく市町村計画を包含しています。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村推進計画
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」



4 計画の概要

(1) 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(2) 計画策定の体制

本計画の策定に当たり、学識経験者及び区内の様々な分野で活動をしている区民委員で構成される「荒川区男女共同参画社会推進区民会議」、庁内組織である「荒川区男女共同参画社会推進委員会」において検討を行いました。

また、荒川区政世論調査（以下「区政世論調査」といいます。）、子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査の結果を参考とし、関係団体への意見聴取と併せて、広く区民の意見聴取を行い、計画の策定を行いました。

(3) 計画の進捗管理・評価

本計画に掲げた事項は、毎年度、区民参画による「荒川区男女共同参画社会区民会議」において、計画の進捗状況の点検・評価を行い、結果を公表します。

(4) 計画の見直し

本計画は、毎年度の進捗状況の点検・評価を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。